

相続手続きは ストレスがかかるもの



遺される方に負担となる相続

今回は相続手続きなどに関し、遺された方(相続人)はどのような点が、ストレスになっているかについて、当社で行ったアンケート調査を参考にして少し話をいたします。

相続のストレスは、次のように非日常の連続になることから生じます。

- **手続きに不慣れ** — 葬儀からはじまり、戸籍の収集、公共料金・年金・金融資産・不動産・保険請求などの変更に関わる手続きや不明な財産がないかの調査。
- **精神的な不安** — 財産分配の話し合いがスムーズに行われるか、遺言内容に納得してもらえるかなど、結果、相続人間で不満が溜まり、不和になるのではないかなど。
- **手続きに期限がある** — 死亡届の提出、年金資格喪失手続き、準確定申告や相続税の申告など
- **専門用語が多い** — 各種手続きでの聞きなれない言葉が多い。
- **最悪の場合、争いが起き収拾にかなりの時間と労力がかかる。**

今回のアンケート調査で相続人の方々から「手続きが終わって、やっと安心できる」「ようやく終わった」「ほっとした」などの言葉が多くあったことから、ストレスが溜まっていたことがわかります。

相続で負担になりやすい事項

具体的には財産承継のための手続きとして、次の4点が負担になっていたようです。

①相続人の確定のための戸籍収集

亡くなられた方の生まれてから亡くなるまでの戸籍を取り寄せます。金融機関の手続きや不動産の登記などに原則必要になるためです。途中で本籍を移している場合は、それぞれの本籍所在地の役所から取り寄せるため手間がかかります。加えて取り寄せた戸籍の連続性の確認があり、手続き時に、戸籍が連続していないことから、不足していますと言われることもあります。その場合、再度、本籍地から不足している戸籍を取り寄せることとなります。戸籍の連続性の確認は、慣れていないと戸籍が読みにくく、判別もしにくいいため苦労します。

②相続財産調査

銀行や証券会社などにある資産、不動産、家財などです。ここで厄介なのは、相続人は、詳細まではわからないことが多く、遺産分割協議後にあらたな財産が発見され、やり直しになることもあります。兄弟姉妹間の相続はなおさらです。兄弟姉妹と言えども、お金の話はあまりしないものだからです。



③財産の分配の仕方

財産内容が把握できたら、次はどのように分けるかです。

遺言がある場合は、遺言に従った形で原則分配します。遺言がなく相続人が複数の場合は、話し合いにより、遺産分割の合意を行い、遺産分割協議書を作成します。また、相続人間で遺産分割の合意ができなかったときの遺産の取り分としては、法定相続分という考え方で分配することもあります。

ただ、法定相続分で分けることは、実はなかなか難しく、不動産などは分けにくい上に、所在や面積、土地の形などで価値が大きく変わります。さらに、同居の方がいた場合は、その方に自宅をどう分配するか、かなりの制約をうけることになります。

また、財産の分配に関しては、相続人間で決める場合は、さまざまな思いがあり、うまくかみ合えばいいのですが、考えが違ったりするとうまくまとまりません。特にしばらく疎遠となっている相続人や相続人の代替わりなどにより、全く面識のない相続人との話となると余計に気を使うこととなります。さらに、相続人でない親族から、ものを申されるケースなど、さまざまです。

④不動産や金融機関の手続き

財産を承継するには、不動産登記や金融機関の預貯金の解約手続きや名義変更手続きなどが必要となります。金融機関の手続きは、手続き必要書類が金融機関などにより異なるケースもあります。また、ゴルフの会員権などは相続することが可能かも含め手続きを確認しながら行う必要があります。



ストレスを軽減するために

このように、相続に関する事項は非日常がゆえに、慣れない手続きや財産分配を行っていく中、家族や兄弟などの人間関係、聞きなれない専門用語など、詳しい方がいればいざ知らず、そうでないとストレスの連続になります。このストレスの特徴は、財産の多寡や相続人の構成によらず、発生します。つまり、基本的には全ての方が当てはまります。

このような、遺された方々のストレスの軽減に役立つことを次の図表にしてみましたので、ご参考にしてください。

■図表 相続人のストレス軽減に役立つこと

<p>①相続人の確定のための戸籍収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生前に、自分が生まれてからその時点までの戸籍を一回揃えておき、相続発生時には、その後の戸籍だけを集めることで手続きが楽に済む。 費用は掛かるが、相続手続き時に専門家に依頼する。 <p>※なお、令和元年の戸籍法改正により、令和5年度中には、最寄りの市区町村の窓口で戸籍謄本及び抄本を揃えることができるようになる予定です。</p>	<p>②相続財産調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融資産などは取引がある銀行名などを、不動産は名寄帳などの資料を揃え、エンディングノートや遺言などに記載しておく(特にインターネットバンクなどは取引自体が見えにくいため重要)。 記載したものは、定期的な見直しを行う必要がある。本人が記載することで、調査の手間は大幅に削減される。
<p>③財産の分配の仕方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと同居の不動産や自社株などすでに渡す先が決まっているものは、遺言など法的効果が発生するものを活用し、その意思を明確にしておく。但し、考えを変更するかなど定期的な見直しが必要。 	<p>④不動産や金融機関の手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> 遺言であれば、手続きに慣れた遺言執行者を指定する。専門家に依頼することで、相続人の作業や心理的な負担は、大きく軽減される。